

函南町教育委員会（臨時会） 会議録			
開催期日	令和7年9月8日（月）	開 会	午後5時00分
開催場所	函南町役場 6階 議員全員協議会室	閉 会	午後5時25分
出席委員		委員及び傍聴人を除く出席者	
教 育 長	久保田 浩子	教 育 次 長	岩谷 智正
教育委員	渡邊 博文	学校教育課長	杉村 睦
教育委員	小永井 博之	生涯学習課長	森田 裕之
教育委員	勝俣 聡子	学校教育課長補佐	渡邊 淳一
教育委員	林 千枝	生涯学習課長補佐	本郷 和弘

1 開会

久保田教育長

2 前回会議録の承認

各委員…署名により承認

3 議事（議案第47号）

議案第47号 損害賠償の額の決定及び和解について……………承認

4 報告（報告第13号）

報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）・承認

5 その他

教育委員会委員の任命について……………報告

【以下議事】

1 開会

〈久保田教育長〉 9月の臨時教育委員会を開会します。

2 前回会議録の承認

〈久保田教育長〉 前回会議録の確認と署名をお願いします。

ー各委員確認・署名ー

3 付議案件（議案第47号）

〈久保田教育長〉 議案第47号、損害賠償の額の決定及び和解について、事務局より説明をお願いします。

〈岩谷教育次長〉 最初に、本日、臨時の教育委員会の開催をお願いした理由を申し述べます。ご承認いただきたい案件は2件です。

この2件の案件は、函南町議会での議決もしくは報告が必要となる案件であり、「教育長に対する事務委任規則」により、議会に上程する前に、教育委員会の皆様の承認を得るべきものとなります。

また、この2つの案件は、事故の概要や損害賠償の金額は違うものの、内容は「損害賠償の額の決定及び和解について」と同一ですが、「議案」と「報告」に分かれております。これは、損害賠償の金額によって、議会での取り扱いが違ってくるためです。

損害賠償の金額が「50万円以下」ですと、議会の議決を得なくても事前に相手側と「示談」を済ませ、すべて完了してから議会に専決したことを「報告」できるという取扱いにできますので、これが報告第13号の「専決処分の報告」となります。

これに対し、損害賠償の金額が「50万円以上」となると、議会で議決を得てから、「示談」、「支払い」が可能となりますので、これが議案第47号の「損害賠償の額の決定及び和解について」となります。

また、「その他」の項目で、「教育委員会委員の任命」という、議会に上程する「議案の写し」を参考までに配布しましたが、本議案は、教育委員会に関係しますが、町長が提案する人事議案となりますので、教育委員会の皆様のご承認は必要ございません。

それでは、議案第47号について、ご審議をお願いいたします
—教育次長が議案を朗読し、学校教育課長が細部説明—

〈久保田教育長〉 何かご質問などございますか。

〈小永井委員〉 損害賠償額は、町からの持ち出しとなりますか。

〈杉村課長〉 町が契約している「全国町村会総合賠償保障保険」から全額が支払われるため、町からの支出はありません。

〈渡邊委員〉 損害賠償額の128万1,493円という金額は、妥当ですか。

〈杉村課長〉 ディラーと保険会社との協議結果なので、妥当な金額と考えています。

〈勝俣委員〉 車両だけの損害だけで良かったと思います。

落下事故は、どのように状況により発生したのですか。

〈杉村課長〉 生徒が、動きの悪い窓を、窓枠ごと持ち上げた際に、何らかの事情によりストッパーが脱落していたため、真下に駐車してあった車両に落下した、という状況です。

〈勝俣委員〉 今後の再発防止をお願いします。

私事ですが、最近、自家用車が車両事故に遭い、少し損傷しましたが、修理費が60万円でした。今回の損害賠償額は妥当だと考えます。

〈杉村課長〉 事故後、その日のうちに東中学校の全ての窓を点検しました。

〈久保田教育長〉 お諮りします。

議案第47号について、認定を承認する方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕 承認

4 報告（報告第13号）

〈久保田教育長〉 次の議事に移ります。

報告第13号、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）、事務局より説明をお願いします。

－教育次長が議案を朗読し、学校教育課長が細部説明－

〈久保田教育長〉 何かご質問などございますか。

〈渡邊委員〉 学校敷地内では、特に、児童生徒や公用車の近くでの草刈りには気を付けていただきたい。

〈久保田教育長〉 職員の勤務上、児童生徒や車両等がない時に活動することは、難しい現状があります。

〈小永井委員〉 個人的には、道路との境やブロックの際などでは、除草剤を使用していますが、学校敷地内での使用はどうなのでしょう。

〈杉村課長〉 児童生徒の手が触れる可能性のある箇所は使用していないと思います。ただし、今回の事故現場は使用しても大丈夫だと思います。

〈久保田教育長〉 お諮りします。

報告第13号について、承認する方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕 承認

5 その他

〈久保田教育長〉 次の議事に移ります。

議案第48号、函南町教育委員会委員の任命について、事務局より説明をお願いします。

－教育次長が議案を朗読及び説明－ ※報告のみ

〈久保田教育長〉 以上、本日予定されている案件についてはすべて終了しました。

これにて令和7年9月の臨時教育委員会を閉会します。

来月の定例教育委員会は9月24日、水曜日、午後1時10分からとなりますが、同日の午前9時より、学校訪問等を実施する予定です。

ご苦労さまでした。